

中海自然再生事業実施計画 第2期実施計画 概要

1 実施者及び協議会の名称

実施者：認定NPO法人自然再生センター、米子工業高等専門学校

協議会：中海自然再生協議会

2 対象となる区域及びその内容

(1) 自然再生の対象となる区域

<対象となる区域>

境水道を含む中海本体 (86.8 km²) と、大橋川を除く中海に直接流入する河川的全集水域 (595 km²) である。

(2) 自然再生の実施内容

<概要>

「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」を合言葉に、(1) 水辺の保全・再生と汽水域生態系の保全、(2) 水質と底質の改善による環境再生、(3) 水鳥との共存とワイズユース、(4) 将来を担う子ども達と進める環境学習の推進、(5) 循環型社会の構築、の5つの推進の柱を設定し、取組が進められている。

第2期実施計画では、「海藻類の回収及びその利用事業」、「中海湖岸域の利・活用プロジェクト」、「浚渫窪地の環境修復事業」、「有用二枚貝（サルボウガイ）復活を目指す事業」を推進する予定である。

<目標・効果>

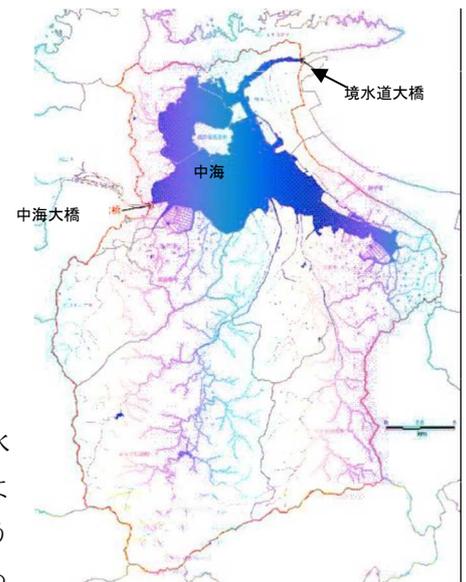
- ・海藻回収による水質への負荷の軽減や肥料としての循環利用システムの構築を図る。
- ・湖岸域の利・活用を地域住民と共同しながら検討することで、中海湖岸域が地域住民の共有財産であるという認識を高め、湖岸域の地域価値の向上を図る。
- ・第1期実施計画の成果を踏まえた浚渫窪地の環境修復を行うことで、水質や貧酸素環境の改善を図る。
- ・地域の代表的な水産資源であったサルボウガイの復活を進めることで、地域の産業の活性化を図るとともに、生産者の増加による中海の再生・維持活動の継続的な実施に貢献する。

<モニタリング>

各事業において必要となる水質調査や底質調査、生物調査が実施される予定である。また、利活用に関しては、利用者やイベントの主催者等にアンケート調査等を実施する予定である。

<その他>

その他自然再生事業の実施に関し、地域の多様な主体との連携や広報活動、環境学習の推進を図っていく予定である。



図一1 自然再生の対象となる区域